

藤沢市地域コミュニティ拠点施設整備支援事業補助金交付要綱

制定 平成 8年 3月 29日

改正 令和 4年 2月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、自治会・町内会が行う地域活動の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（以下単に「地縁による団体」という。）に対し地域コミュニティ拠点施設整備支援事業による建物建設費、建物修繕費、建物取得費、用地取得費、耐震診断費の額の一部又は登記費用の相当額に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「地域コミュニティ拠点施設」とは、住民の最も身近な生活圏に設置された施設又は設置される施設で、地域住民が自由に集会等に使用できる地区集会所をいう。

(補助金交付を申請することができる団体)

第3条 補助金の交付を申請することのできる団体は、地縁による団体のうち、藤沢市市民組織奨励規則（昭和33年藤沢市規則第18号）第2条に規定する市民組織に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 当該団体を構成する世帯数が50以上である団体

(2) 当該団体の存する地域の地理的条件等により当該団体を構成する世帯数が50未満の団体のうち、市長が補助金を交付する必要があると認めたもの

2 2以上の地縁による団体が共有し、又は共有しようとする地域コミュニティ拠点施設に係わる補助金の交付を申請する場合は、当該2以上の団体のうちいずれか1団体又は当該2以上の団体が参画する協議会等が当該申請を行うものとする。

(補助の対象事業及び補助額の上限等)

第4条 補助事業、補助対象経費の区分、補助対象及び補助の額は、別表1のとおりとする。

2 前条第1項に規定する団体が同一年度内に受けることができる補助の合計額の上限は、1,200万円とする。ただし、新築に係る建物建設費を含む補助については、合計額の上限を1,500万円とする。

3 前条第2項の規定による申請の場合においては、当該申請に係る地域コミュニティ拠点施設を共有し、又は共有しようとする各地縁による団体に対して前項の規定を適用するものとする。

(補助金交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める計画書をあらかじめ市長に提出するとともに、計画した事業が補助対象として採択されたときは、補助金交付申請書（第1号様式）及び収支予算書（第2号様式）に添えて、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 建物建設費

ア 費用が分かる書類（工事見積書の写しなど）

イ 法令の要件を満たしていることが分かる書類（建物の建築確認済証の写しなど）

- ウ 建物建設の計画が分かる書類（建物の案内図，配置図，平面図及び立面図など）
- エ 土地所有者がその使用を認めたことが分かる書類（土地使用承諾書（第3号様式）の写しなど）
- オ 建物計画地の現状が分かる書類（工事着工前の建物の写真など）
- カ 地域コミュニティ拠点施設の運営が分かる書類（運営規則など）
- キ 申請に係る団体及び当該物件所有者が意思決定したことが分かる書類（建物建設に係る総会議事録の写しなど）

(2) 建物取得費

- ア 建物が円滑に譲渡される予定であることが分かる書類（建物所有者の同意書など）
- イ 建物取得に係る権利関係が分かる書類（建物登記簿全部事項証明書の写しなど）
- ウ 建物取得の計画が分かる書類（建物の案内図，配置図及び平面図など）
- エ 保有予定予算目録の写し
- オ 借地の上に存する建物の取得にあたっては，土地の利用に支障ないことが分かる書類（土地賃貸借契約書又は土地貸借契約書の写しなど）
- カ 申請に係る団体が意思決定したことが分かる書類（建物取得に係る総会議事録の写しなど）

(3) 建物修繕費

- ア 費用が分かる書類（見積書の写しなど）
- イ 建物修繕の計画又は取得する設備の機能・性能が分かる書類（建物の案内図，配置図，平面図又は商品カタログの写しなど）
- ウ 修繕又は設備設置箇所の現状が分かる書類（工事着工前の写真など）
- エ 地域コミュニティ拠点施設の運営が分かる書類（運営規則など）
- オ 申請に係る団体及び当該物件所有者が意思決定したことが分かる書類（建物修繕又は設備取得に係る総会議事録の写しなど）

(4) 用地取得費

- ア 土地が円滑に譲渡される予定であることが分かる書類（土地所有者の同意書など）
- イ 用地取得に係る権利関係が分かる書類（土地登記簿全部事項証明書の写し及び公図の写しなど）
- ウ 用地取得の計画が分かる書類（土地の案内図及び実測図など）
- エ 保有予定予算目録の写し
- オ 申請に係る団体が意思決定したことが分かる書類（用地取得に係る総会議事録の写しなど）

(5) 登記費用

- ア 費用が分かる書類（司法書士による見積書）
- イ 申請に係る団体が意思決定したことが分かる書類（登記に係る総会議事録の写しなど）

(6) 耐震診断費

- ア 建築士による見積書
- イ 耐震診断することについて議決したことが分かる書類（耐震診断に係る総会議事録の写しなど）

(補助金交付の申請及び財産処分の制限)

第6条 補助金の交付申請をした団体は、当該交付申請をした年度においては、当該交付申請をした補助対象経費の区分以外の区分に係る補助金の交付申請をすることはできない。ただし、登記費用及び耐震診断費に係る補助金についてはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助対象経費の区分の組合せによる補助金については、同一の物件に対するものに限り、同時に交付申請をすることができる。

(1) 建物建設費及び用地取得費

(2) 建物取得費及び建物建設費

(3) 建物取得費及び建物修繕費

(4) 建物取得費及び用地取得費

3 前2項のほか、補助金の交付を受けた補助対象経費の区分に応じて、補助の対象とした財産の処分が制限される期間並びに補助金交付の申請が制限される補助対象経費及びその期間は、別表2のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りではない。

4 第3条第2項の規定による申請の場合においては、当該申請に係る地域コミュニティ拠点施設を共有し、又は共有しようとする各地縁による団体に対して前3項の規定を適用するものとする。

(補助金の交付及びその額の決定)

第7条 市長は、第5条の規定により、補助金交付の計画書の提出を受けたときは、建物建設費、建物取得費又は用地取得費のうちいずれか1件（第6条第2項各号に定める組合せについては1件とする。）及び建物修繕費6件を年度内の上限件数として補助対象を採択する。ただし、上限件数に満たない場合には、提出された計画書全てを採択する。

2 前項の採択については、市長が別に定める。

3 市長は、第5条の規定により、補助金交付の申請を受けたときは、交付の可否を審査し、適当と認められるものについて、予算の範囲内において補助金額を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

4 別表に定める補助金の額の算定基準に基づき算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 市長は、第3項の審査の結果、補助金の交付をしないことと決定したときは、補助金交付の申請をしたものに対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

(届出義務)

第8条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業に着手するときにあつては、事業着手届（第5号様式）を、完了したときにあつては、事業完了届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業着手届が登記費用以外の費用に係るものである場合は、当該事業着手届に当該費用に係る契約書の写しを添付しなければならない。

(事業の計画変更)

第9条 第7条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、第5条に定める書類のうち、市長が必要と認めるものを補助金変更交付申請書（第7号様式）に添えて、速やかに市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、相当と認めるものについて、補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により通知する。

（事業実績報告書の提出）

第10条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、補助金の交付を受けた日から1月以内に事業実績報告書（第9号様式）、収支決算書（第10号様式）及び領収書の写しを市長に提出しなければならない。

（所有権の登記）

第11条 本要綱による申請に基づき、新築に係る建物建設費、建物取得費又は用地取得費に係わる補助金の交付を受けた地縁による団体は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の3月31日までに、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けて当該補助金の交付対象となった土地について当該認可を受けた地縁による団体を所有者とした所有権の登記をしなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、地域コミュニティ拠点施設整備支援事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 市長は、令和5年2月1日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成23年10月28日）から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和5年度補助金交付決定分から適用する。

別表1（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	補助対象	補助の額
地域コミュニティ拠点施設整備支援事業	建物建設費	<p>建物の新築（既存建物のない土地で行う建物建設）、増築又は改築（既存建物の取り壊しが伴う建物建設）に要する費用で、10万円以上のものに限る。ただし、国、県等による他の補助金の交付を受ける費用を除く。なお、新築及び増築にあつてはフェンス等の外構工事に要する費用を、改築にあつては建物の取壊し及びフェンス等の外構工事に要する費用を含む（フェンス等の外構工事のみの場合も対象とする）。</p>	<p>1平方メートル当たりの単価に延べ床面積（140平方メートルを上限とする。）を乗じた費用若しくは1メートル当たりの単価に全長を乗じた費用の2分の1以内。ただし、当該費用の算出に係る1平方メートル当たりの単価若しくは1メートル当たりの単価は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を限度とする。</p> <p>(1) 建物建設費に建物の取壊し及び外構工事に要する費用を含む場合 新たに建築する建物の構造が、耐火構造である場合にあつては23万6千円、耐火構造以外の構造である場合にあつては20万4千円</p> <p>(2) 建物建設費に建物の取壊しに要する費用又は外構工事に要する費用のいずれかの費用を含む場合 新たに建築する建物の構造が、耐火構造である場合にあつては22万6千円、耐火構造以外の構造である場合にあつては19万4千円</p> <p>(3) 建物建設費に建物の取壊し及び外構工事に要する費用を含まない場合 新たに建築する建物の構造が、耐火構造である場合にあつては21万6千円、耐火構造以外の構造である場合にあつては18万4千円</p> <p>(4) 外構工事のみの場合 新たに設置する外構について1m当たり1万円</p>

建物取得費	建物の取得に要する費用で、10万円以上のものに限る。ただし、国、県等による他の補助金の交付を受ける費用を除く。	1平方メートル当たりの単価に延べ床面積（140平方メートルを上限とする。）を乗じた費用の2分の1以内。ただし、当該費用の算出に係る1平方メートル当たりの単価は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を限度とする。 (1) 建物取得費に外構に要する費用を含む場合 新たに取得する建物の構造が、耐火構造である場合にあつては22万6千円、耐火構造以外の構造である場合にあつては19万4千円 (2) 建物取得費に外構に要する費用を含まない場合 新たに取得する建物の構造が、耐火構造である場合にあつては21万6千円、耐火構造以外の構造である場合にあつては18万4千円
建物修繕費	建物本体の修繕に要する費用（耐震改修工事等、バリアフリー改修工事等、LED化工事及び外構工事に係るものも対象とする。）及び建物に定着する設備の購入に要する費用（エアコン、太陽光発電、温水洗浄便座、Wi-Fi設備等を対象とする。）で、合計額10万円以上のものに限る。 ただし、国、県等による他の補助金の交付を受ける費用を除く。また、集会所が一棟建ではない場合については、内装に係る修繕のみ対象とする。	費用の2分の1以内

用地取得費	用地の取得に要する費用で、10万円以上のものに限る。不動産あっせん手数料，登記に要する費用，整地費用等を除く。	200平方メートルまでの面積に係る費用の2分の1以内
登記費用	地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた同項に規定する地縁による団体が、地域コミュニティ拠点施設の用に供する土地又は建物について、登記権利者として所有権の保存又は移転の登記の申請をしたときに要した登録免許税相当額。	費用の全額
耐震診断費	地縁による団体が、地域コミュニティ拠点施設の用に供する建物について、耐震診断をしたときに要した費用	一般診断または精密診断に要する費用の2分の1以内。ただし、上限を6万円とする。

別表 2 (第 6 条関係)

補助対象経費	財産処分 の制限 期間	補助金交付申請の制限	
		経費	期間
建物建設費 (新築)	24年間	建物建設費 (新築)	24年間
		建物建設費 (同一建物の増改築に係るもの)	10年間
		建物取得費	24年間
		建物修繕費 (同一建物に係るもの)	10年間
		用地取得費	24年間
建物建設費 (増改築)	24年間	建物建設費 (当該増改築部分に係るもの)	24年間
		建物建設費 (同一建物の当該増改築以外のもの)	10年間
		建物取得費	24年間
		建物修繕費 (当該増改築部分に係るもの)	10年間
		用地取得費	24年間
建物取得費	24年間	建物建設費 (新築に係るもの)	24年間
		建物建設費 (同一建物の増改築に係るもの)	10年間
		建物取得費	24年間
		建物修繕費 (同一建物に係るもの)	10年間
		用地取得費	24年間
建物修繕費	10年間	建物建設費	10年間
		建物修繕費 (同一建物に係るもの)	10年間
用地取得費	24年間	建物建設費	24年間
		建物取得費	24年間
		用地取得費	24年間

ただし、補助の対象とした財産の処分が制限される期間及び補助金交付申請の制限に係る期間については、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算した期間とする。